

類似統計の集約・一本化等の対応方針（案）

1. 法人企業統計調査（財務省）

企業の多くが利用している市販の会計ソフトから法人企業統計調査の必要な調査項目を自動的に取り込めるよう、統計調査のオンライン提出システムと会計ソフトを連携させる（平成31年度から実施）。

2. 給与・賃金関係の調査（国税庁、人事院、厚労省）

（1）国税庁（民間給与実態統計調査）

I T技術を活用し、源泉徴収上のデータを統計調査の回答に転記できるようなシステムを作成し、事業者が重複して情報を記載せずに済むようにする（平成31年度から実施）。

（2）人事院（職種別民間給与実態調査）、厚労省（賃金構造基本統計調査）

- ① 双方の調査対象が極力重複しないようにサンプル調整を行う。
- ② 調査対象事業所を2割程度減らす。
- ③ 調査項目数を極力減らす。
- ④ 重複調査を行わざるを得ない調査対象については、共通の項目は重複して記載せずに済むよう人事院と厚労省が共通フォーマットを作成し、共同調査を実施する。